

中野法人会報

新年賀詞交歓会が盛大に！

(第165号)

平成21年3月1日

発行所 (株)中野法人会

〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6

電話 (3388) 6896

FAX (3388) 2550

編集 広報委員会

印刷 有限会社 友美堂



(2 ページに写真説明)

<http://www.nakanohoujinkai.org>

e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp

掲 示 板 (3~5月行事予定表)



月 日	時 間	内 容	会 場	備 考
3月 6日(金)	11:00~12:30	広報委員会	法人会館	
3月13日(金)	13:30~16:30	東法連・理事会	全法連会館	(会長)
3月16日(月)	10:30~12:00	総務委員会	法人会館	
3月18日(水)	13:30~15:30	新設法人説明会	法人会館	
3月23日(月)	10:30~12:00	事業・特別委員会	法人会館	
//	13:00~14:00	女性部会・役員会	法人会館	
3月24日(火)	14:00~16:30	起創展街フォーラム「中野、ここが一番!」(仮称)	サンプラザホール	
3月26日(木)	10:30~12:00	税制委員会	法人会館	
//	17:00~17:45	源泉研究部会・役員会	中野サンプラザ10F	終了後:懇親会
3月27日(金)	13:30~15:30	決算法人説明会	中野ゼロ本館(B2)視聴覚ホール	
//	18:00~19:00	青年部会・役員会	法人会館	
4月 2日(木)	13:30~16:00	書き方説明会	法人会館	
4月 3日(金)	10:30~12:00	組織委員会	法人会館	
//	14:00~16:00	源泉研究部会・第301回研修会&交流会	東京おもちゃ美術館学見	終了後:天津飯店
4月 6日(月)	10:30~12:00	厚生委員会(受託会社・連絡協議会)	法人会館	
4月 7日(火)	10:30~12:00	総務委員会	法人会館	
//	13:30~15:00	監査会	法人会館	
4月14日(火)	15:30~16:00	正副会長会	中野サンプラザ13F スカイ	
//	16:00~17:15	理事会	中野サンプラザ13F スカイ	
//	17:30~19:30	第10回健康セミナー(ヘルシーディナーの会)	中野サンプラザ11F プロサマールーム	講師:井上先生
4月16日(木)	14:00~16:40	全法連・第4回女性フォーラム石川大会	県立音楽堂コンサートホール	終了後:懇親会
4月22日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法人会館	
4月24日(金)	14:00~14:30	女性部会・第123回研修会	中野サンプラザ13F スカイ	
//	14:30~15:15	女性部会・第28回定時総会	中野サンプラザ13F スカイ	
//	15:20~16:30	女性部会・交流会	中野サンプラザ13F スカイ	
//	17:00~18:30	女性部会・役員会	中野サンプラザ20F	
5月 7日(木)	16:00~17:00	源泉研究部会・第302回研修会	署・別館会議室	
//	17:00~17:30	源泉研究部会・第34回定時総会	署・別館会議室	
//	17:45~19:15	源泉研究部会・交流会	中野サンプラザ15F リーフルーム	
5月 8日(金)	11:00~12:30	広報委員会	法人会館	
//	16:30~17:30	青年部会・第187回研修会	署・別館会議室	
//	17:30~18:00	青年部会・第29回定時総会	署・別館会議室	
//	18:15~19:30	青年部会・交流会	中野サンプラザ15F エトワールルーム	
5月14日(木)	15:15~15:25	正副会長・総務・事業合同会議(役員会)	中野サンプラザ13F スカイ	受付開始:15時30分から
//	16:00~17:15	第34回通常総会(第1部)議事審議	中野サンプラザ13F スカイ	
//	17:15~17:45	(第2部)感謝状贈呈式	中野サンプラザ13F スカイ	ご来賓:17時集合
//	17:50~19:20	(第3部)祝賀パーティー	中野サンプラザ13F コスモ	
5月21日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	署・別館会議室	
5月26日(火)	13:30~15:30	決算法人説明会	署・別館会議室	

3月号の目次

2009 VOL.165

新年賀詞交歓会 年頭所感 鈴木芳久 会長……………	3	都税だより・ホットなお店紹介(天名家)……………	13
新年賀詞交歓会 祝 辞 青坂署長……………	4	平成21年度税制改正要望・閣議決定……………	14~15
新年賀詞交歓会 祝 辞 田中区長・濱野所長…	5	知っとくと得情報(無料法律相談)……………	16
新年賀詞交歓会(第3部)……………	6~7	ANTENNA⑤……………	16
理事会報告(各委員会より)・本部だより……………	8	支部だより(第5支部)(第9中央・本町・10支部)…	17
臨時総会(定款の一部変更の件)……………	9	部会だより(源泉研究部会)(女性部会)……………	18
行動する法人会(税制改正に関する提言)……………	10~11	部会だより(女性部会)(青年部会)……………	19
税務署だより……………	12	第29回企業訪問(ベルボン株式会社)……………	20

●表紙(写真説明)…………… 第7回フォト・コンテスト入賞『蟻(八王子市)』元・日進興業(株) 故・野澤正之様

新年賀詞交歓会 (第2部)



鈴木会長の年頭の辞

平成21年1月8日(木) 中野サンプラザ

新年明けましておめでとうございます。皆様方には、お健やかで穏やかな新年を迎えられたことと心よりお慶びを申し上げます。新年にあたり、ひとことご挨拶を申し上げます。

本日は、社団法人中野法人会の新年賀詞交歓会にお忙しい中、またお寒い中このように大勢の皆様にお越し頂きましてありがとうございます。特にご来賓の皆様におかれましては、年明け早々、ご公務ご多端の折り、おさしくりご臨席を賜り誠にありがとうございます。

又、昨年は、法人会の運営に、一方ならぬご尽力、ご協力を頂きまして誠にありがとうございます。お陰をもちまして、法人会の事業も、計画にそって順調に進められ、無事新年を迎えることができました。重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年は、良いこと悪いことを合わせ大荒れの一年でした。皆様ご承知のように、ロシア・韓国のトップが変り、国内も福田さんから麻生首相へ、アメリカ大統領はオバマさんに決まりました。

北京オリンピックも無事成功しましたが、反面四川省の大地震やチベット問題などもありました。国内でも、偽装問題は無くなり、無差別殺人、振り込め詐欺の増加といった荒れた世相を反映させる事件が多発しました。中でも最大の問題は経済です。ご承知のようにサブプライム問題に端を発しまして、リーマンブラザーズが破綻した途端に信用収縮が始まり、これが全世界に広がりあつという間に金融がパニック状態になりました。又、日本の誇るトヨタが、赤字に追い込まれるというような、極端な現象が起き、その結果、派遣切りや内定者の取消ということで雇用問題が流出しました。国の方では、全く素早い対応が進んでいないというのが実態ではないかと思ひます。中小零細を含めまして、更に過酷な状況に追い込まれ大変厳しい状況だと感じております。

そういう中で、私共中野法人会は、先ほど榎本副会長からも話がありましたが、公益法人制度の改革という大変大きな課題を抱えております。今までも、社会貢献に関する事業、又、e-Taxの普及推進も社会貢献に属すると思ひますので、この2点を中心としながら地域に密着した事業ということで進めて参りました。昨年は、当初の予定になかった、与信管理のセミナー・通信費削減のセミナー・ISO導入のためのセミナー・携帯電話の安全性に対するセ

ナー・電子申請の講習会など積極的に取り組んで参りました。さくらまつりにも参加し、地域に密着した皆さんに役立つ事業ということで取り組んで参りました。

12月に、公益法人制度の法律が施行され、いよいよ公益法人制度も本番に入って参りました。中野法人会としましても公益法人制度の取得をと思ひております。その為にも、社会貢献・いわゆる公益性を持った事業を広く展開していかなければと思ひております。

本日、前段の臨時総会において、定款の変更をご承認頂き、社会貢献委員会を立ち上げることができるようになりました。お陰様で、より積極的に社会貢献活動を推進することができると思ひておりますし、公益法人制度の取得に対して、一歩も二歩も前進出来るのではないかと考えております。

又、一番肝心なことは会員増強です。法人会の根幹になる会員増強につきましては、9月の会員増強の進発式以来、大変皆様にお世話になりました。只、残念ながら会員の減少には、なかなか歯止めがかからないというのが現状でございます。会員増強活動につきましては、これという妙案はなかなか思ひつきません。

そこで、一昨年より取り入れました地区長制度を、知恵をしぼって、支部事業・部会活動同様に、更に工夫して推進して参りたいと思ひます。地道な活動を続ける事により、努力は、最終的には必ず実ると思ひますので、会員の皆さん、支部の皆さん、今後ともご協力の程を宜しく願ひ致します。

公益法人制度を新たな出発点として、更に、地域になくはならない法人会、ご事業される皆様に本当に役に立つ・魅力ある法人会を目指して進めていきたいと思ひます。本日ご出席のご来賓の皆様には、尚一層のご指導ご鞭撻ご協力を更にお願ひ申し上げます。

本年は、大変厳しい経済環境ですが、先ず第一に皆様のご事業が順調でありますよう、更にこの危機を乗切る力を振り絞って頂き、その上で法人会活動にご協力を願えればと思ひております。こういう時は無理をすると健康を壊します。健康でないといふような危機も乗り切れないと思ひますので、皆様方のご健勝もお祈りしたいと思ひます。

本年が、皆様にとりまして、より良い年になるようにご祈念を申し上げます。年頭のあいさつとさせていただきます。



平成20年度納税功労者へ記念品の授与

(代表して安達様が謝辞を…)

(功労者のお名前は、会報第164号に掲載しております。)



第7回フォトコンテスト入賞者へ記念品の授与

(受賞者のお名前・作品は、会報第164号の折込みをご覧ください。)

(作品は随時会報の表紙に掲載させていただきます。)

祝 辞



中野税務署
青坂署長

皆様明けましておめでとうございます。今日は、賀詞交歓会にお招き頂きまして本当にありがとうございます。先ほど行われました理事会・臨時総会において無事議案も可決されたとのこと、誠にありがとうございます。

昨年中は鈴木会長を始め役員の皆様、会員の皆様、に、税務行政について多大なご協力を頂き本当にありがとうございました。おかげ様にて中野税務署の事務運営も順調に推移しております。これも皆様方のお力添えと重ねて御礼申し上げます。

さて、法人会では、各種研修会や事業活動を通じて、税知識の普及や納税道義の高揚ということ、関係団体の中でも先頭を切って良くやって頂いていることを、私も十分認識しております。心より感謝しており、今年も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

公益法人制度改革についての法律が、昨年の12月から施行されています。社団法人中野法人会におかれましても、公益社団法人の認定を是非取得して頂き、益々社会貢献事業に力を入れて頂きたいと考えております。私共も出来得る限り法人会をバックアップさせて頂きたいと思っております。各支部が様々な形で地域社会に貢献され、活発に活動されていると実感しています。

また今年は丑年にあたります。丑は反芻する動物なので、色々な状況の中で今年は2度3度反芻し、物事を熟慮するという年であると思っております。不況の中で事業経営も大変だと思っておりますが、そのような時こそ2度3度再考して判断されるのが良い年ではないかと思っております。まったく先行きが見えない状況ではありますが、検討を重ねながらこの困難な情勢を乗り越えて頂きたいと思っております。

話は変わりますが、e-Taxの件です。皆様には積極的に広報させて頂いておりますが、確定申告については昨年と今年5千円の控除があります。平成21年度税制改正の大綱では、この控除は2年ほど延長となっておりますが、従業員の方も含めて是非e-Taxを利用して確定申告頂けますようお願いいたします。源泉徴収票や医療費控除の領収書も添付なく申告でき、尚且つ還付も3週間程度で受けられるというメリットもございますので、是非ご利用頂きたいと思っております。

平成22年度には利用率50%という高いハードルを掲げられております。法人会の皆様にはすでにご協力頂いておりますが、まだまだ道のりは遠い状況下でありますので、重ねてご協力頂きたいと思っております。

最後になりますが、社団法人中野法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健康を祈念いたしまして私の年頭の挨拶とさせていただきます。今日はありがとうございました。



ご来賓の皆様



榎本副会長



堀井副会長



宮島副会長



司会の秋元氏



(第1部) 新年賀詞交歓会 明るく爽やかなスタート

祝 辞



田中 区長

皆様、新年明けましておめでとうございます。中野法人会の皆様には、日頃から納税意識の啓発・高揚、また適正納税の推進ということで活動を頂いており、私共税金を使わせて頂いて仕事をしている者にとっては本当に大事な団体でございます。心からお礼申し上げます。

今、中野区の21年度の予算の編成をやっておりまして、来週早々には区議会の方に案をお示しをするという締め切りがだんだん迫っているというところでございます。21年度の税収の予測ということをやらなければいけないということですが、法人の方から頂ける税収について見ると、やはり2割位マイナスのようですが、2割位の範囲で納まるのかどうかというの、正直言ってなかなか難しいところなのかと考えております。こうした緊急時の経済対策ということでも、区ができることはこんな時期こそ絶対に何とか積極的に果敢にやっていかなければいけないと思っております。

さて、昨年11月に緊急融資ということで、500万まで2年間無利子でお使い頂くというような制度を立ち上げました。500万というロッドがちょっと使い方としては…、というお話もございまして、景気がどんどん悪化しているという状況ですから、2,000万まで2年間無利子という緊急融資の制度を立ち上げることに致しました。今月末頃には申込の受付を始めることで準備をさせて頂いております。

他、議会の皆様と御相談しながら20年度と21年度と合わせて、省エネ対策の投資や未来指向の投資を中心に投資事業を前倒しでやるということを用意致しまして、普通の予算とは全く別に、14億4,000万、今年度と来年度との間で、またがっての緊急経済対策というものもまとめてきたところでございます。

23区の区長会で、こういうことをやろうじゃないかということ提案をさせて頂き、一斉にやりましょうという申し合わせになっており、23区合わせると中野区並みの規模で全区がやると、300億位の真水の投資が動き出すと思っております。

自治体であれ公共団体ですから、出来ることに限界がありますが、納めて頂いた税金を活かして使うという意味では、こんな時にやるべきことを積極的にやっていかなければいけないと思っております。是非ご利用頂ければと思っております。

さて、この経済危機ですが、考え方を変えてみれば、日本だけが悪いわけではない、世界中悪いんです。バブルの時は日本だけでした。今度は世界が皆、100年に1度ということで、新規巻き戻しの状態になっております。そういう中で日本は強烈な円高になっております。日本の経済が他の国から見れば、まだまだ力がある証だと思っております。本当に新規巻き直し、新しい日本を作るという気持ちで皆で努力を始めるというふうにしてみれば新しい意欲も湧いてくるのかなと思っております。

中野区では、西武新宿線の連続立体交差も決まっていますし、中野駅周辺の街づくりも大きく動き出しています。中野区全体の大きな街づくりというものが動き出しておりますので私共もこの1年本当に頑張りたいと思っております。

法人会の皆様におかれましても、先程「法人改革」に対応しての新しい体制づくりも進んでいるというお話でございました。誠に頼もしく感じるところでございます。是非とも法人会が益々ご発展されて、ご参会の皆様、ご健勝・ご多幸で、ご事業が益々繁栄されますよう心からお祈りを申し上げまして、ご挨拶させて頂きます。どうもありがとうございました。



中野都税事務所
濱野 所長

皆さん、あけましておめでとうございます。

ただいまご紹介いただきました中野都税事務所長の濱野でございます。本日はお招きいただき、誠にありがとうございます。

旧年中は、鈴木会長をはじめ役員並びに会員の皆様に多大なご理解とご協力を賜りましたことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

去年は、米国発の金融危機が世界規模での不況へ発展する中、急激な円高の進行や株価の大幅下落が实体经济にも影響を及ぼし、日本の景気後退が一層鮮明となった厳しい年でございました。

こうした状況を踏まえ、東京都では経済状況の悪化拡大による都民の不安を正面から受け止め、『中小企業支援・雇用確保対策』などを盛り込んだ「東京緊急対策」第2弾を10月末に、さらに特に緊急を要する中小企業の資金繰り対策などについては、12月補正予算を編成し、素早い対応を講じたところでございます。

加えて、温暖化対策をてこに、企業等の設備投資意欲を高めると共に省エネを推進するため、中小企業や個人の事業税を減税する措置等を今年4月からスタートする方針です。この詳しい内容につきましては確定次第、法人会会報等を通じ、周知させていただきたいと思っております。

さて、この「百年に一度」と形容される、急激な経済状況悪化により、昨年12月中旬に発表された「今後の都税収入見込み」では、平成20年度の都税収入は当初予算に比して1,700億円の減収、さらに平成21年度の当初予算は、企業業績の悪化による減収の本格化などから、今年度に比べ7,500億円もの減収が見込まれております。

このように税収が減ることから、来年の一般会計予算は6兆6,000億円と5年ぶりのマイナス予算となりますが、中小企業対策や雇用安定のための支出の増加への対応や、必要な都民サービスに支障を生じさせないため、歳出全般の徹底的な洗い直しと更なる徴税努力で、一般歳出4年連続で増加させるなどの工夫を加えております。

こうした中、唯一の歳入局として、主税局ではこれまで様々な工夫を凝らし、都税収入確保に取り組んでまいりましたが、都税収入を取り巻く環境の悪化に対して、昨年末、局を挙げての「緊急税収確保対策推進本部」の設置を決定いたしました。今後、早期課税・早期調査・効果的な滞納整理など重点的な取り組みと、親切できめ細やかな対応により都民の信頼・理解の確保に努めながら、都税収入確保に取り組んでまいりたいと存じます。

さて、今年10月には「オリンピック・パラリンピック」開催都市が決定することもあり、招致活動も正念場を迎えます。また、より成熟した都市を実現する重要施策の着実な推進のためにも、都民・企業・行政が協働し、東京全体で取り組むことが必要となります。引き続き、中野法人会の皆様のお力添えをお願いいたします。

私ども中野都税事務所においても、新年を迎え、職員一同心を新たに、適正・公平な税務行政の推進と都税収入の確保に努めてまいり所存でございます。本年も、引き続き皆様方のご理解とご協力を、よろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、社団法人中野法人会の益々のご発展と、ご列席の皆様方のご健勝とご事業のご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年賀詞交歓会 (第3部)

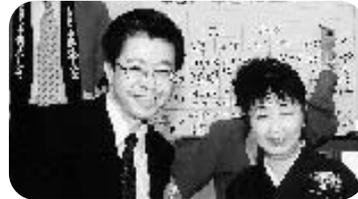
皆様の笑顔がいっぱい…

鷺宮雑子の皆様



開会：越後副会長

恒例の抽籤会 ～ 溢れんばかりに加熱した会場 ～



“美味しいですヨ～!”

司会の白川氏

平成21年 3月 1日



相馬氏・閉会の辞

『幸運くじ抽籤賞品』
 特等 液晶テレビ 19インチ
 1等 フォト・スタンド
 2等 ボイル冷凍毛ガニ
 特別賞 絵(額入) 丑
 合計101本



東法連・新年賀詞交歓会(全法連と共催)を開催

(平成21年1月15日・帝国ホテル)



挨拶：大橋全法連会長



中野法人会から参加された皆様



挨拶：竹下財務副大臣

『新年賀詞交歓会』の前段で、『平成20年度・第2回理事会』を開催!!

規程により、鈴木会長が議長席に着席。加藤理事・三橋理事が議事録署名人に指名され、先ず、鈴木会長から、定款の一部変更について提案がありました。

1. 副会長1名増員の件、2. 年度内予算成立不可能な場合…
両議案共、場内に審議を諮り満場一致で通過した。

次に、各委員会より報告事項並びに今後の予定について話があり、暫定予算を始め議事全てが可決されました。



I. 【総務委員会】(榎本副会長)

(1)本日の流れとして、16時15分から「正副会長・総務・事業合同会議=役員会」、17時から「臨時総会」、17時20分から「新年賀詞交歓会」、18時から「懇親パーティー」を行う。

第2部の「新年賀詞交歓会」で平成20年度・納税表彰受賞者と第7回フォトコンテスト入賞者記念品授与を行う。

(2)12月末現在の試算表と科目別対比表を参考に、平成20年度・収支中間報告。会費の入金状況を報告。更に、平成21年度・暫定予算(案)について説明。

(3)「春の理事会」を、平成21年4月14日(火)16時から17時15分、中野サンプラザで行う予定。

(4)「第34回通常総会」を、平成21年5月14日(木)16時から、中野サンプラザで行う予定。

(5)「e-Tax、eLTAXの推進」について説明。

(6)「公益法人制度改革」について説明。

(7)「その他」

尚、平成21年度『新年賀詞交歓会』を、平成22年1月12日(火)中野サンプラザで、平成21年度『第35回通常総会』を、平成22年5月13日(木)中野サンプラザで行う予定。



II. 【事業委員会】(宮島副会長)

(1)平成20年度・9月から12月までの行事開催中間報告。

(2)主な行事を、「中野法人会報」より抜粋して報告。

簿記・パソコン講習会・講演会&会員合同交流会・第25回法人会全国大会(山口)・第33回中野まつり・秋の税務研修会&講話・法人税&源泉所得税実務講座・e-Tax講習会・秋の特別講演会

(新セミナーとして・通信費削減セミナー・ISOマネジメント導入セミナー・与信管理セミナー・電子申請セミナーを開催した。)

(3)(東法連・全法連主催)

「10月22日・役職員合同研修会(横浜)」

「11月26日・法人会活動セミナー(水戸)」

(4)(中野法人会)今後の事業計画予定

①『新入会員・特別交流会』(組織委員会と共催)

(2月19日(木)17:30から、中野サンプラザで行う予定。)

②『通信費削減セミナー』(希望があれば随時開催)

③『ISOマネジメント導入セミナー』

(1月29日(木)法人会館2階)

④『電子証明書・活用セミナー』

(2月17日(火)法人会館2階)

⑤『e-Tax講習会』

(2月26日(木)A・Bコース 会場:テラハウスICA)



III. 【組織委員会】(宮坂副会長)

(1)1月7日現在の「会員増強運動月間の加入状況」について報告。

平成20年度の入会一覧と(9月~12月・脱会一覧)東法連の平成20年11月度・会員数調べについて説明。

(2)地区長制の徹底(次回、4月開催の『組織委員会』には、全員参加を依頼したい。)

(3)(事業委員会と共催)『新入会員・特別研修会』の開催する予定。



IV. 【厚生委員会】(越後副会長) (別紙4)

(1)経営者大型保障制度等の推進状況&ご案内について説明。

(2)中野法人会の福利厚生制度について説明。「生活習慣病健診実施」について

①開催日:平成21年2月14・16・17日&平成21年7月30・31日、8月5日

②会 場:中野ZERO小ホール

*セコム・ホームセキュリティ&週刊ダイヤモンド・プレジデント社・日経BP社・フォアブス日本版の予約購読の推進について。

(3)「春の講演会=第10回健康セミナー(ヘルシーダイナーの会)」開催について

①開催日:平成21年4月14日(火)

*理事会後(17:30から19:30)中野サンプラザ

②講 師:井上正子先生

③井上先生の献立による食事をを行う。



V. 【広報委員会】(木村副会長)

(1)発行済会報&今後の発行について説明。

(2)第7回フォトコンテストについて報告。(受賞作品は、ロビーに展示)

(3)中野法人会のホームページで“あなたの企業を無料宣伝”



VI. 【税制委員会】(相馬委員長)

(1)平成21年度・税制改正要望陳情について説明。

(2)平成22年度・要望事項のとりまとめスケジュール等について報告。

(3)平成20年度(全法連)税制改正要望について報告。

中野法人会は、11月に松本衆議院議員・長妻衆議院議員・田中区长に要望書を提出しました。

尚、全法連の提言活動は、会報の10・11ページに掲載。

本 部 だ よ り



12月13日 正副会長会・拡大常任理事会を開催



11月・12月 総務・事業(特別)・組織・厚生・広報委員会を開催





議長：鈴木会長

『新年賀詞交歓会』の第1部で、『臨時総会』を行いました。
内容は、『一部定款の変更について』です。出席者226名、委任状1,287名で、総会は成立。鈴木会長が議長席につき、飛田様、櫻井様が議事録署名人に指名され進められました。内容は下記の通りです。
鈴木会長より議事の趣旨説明があり、2つの議案は、満場一致で可決されました。

定 款 変 更 の 件

『第1号議案』「役員（副会長1名増員の件）」

(定款第14条) 本会に次の役員を置く。

理 事	70名以上80名以内
うち 会 長	1名
副会長	6名

(変更)

(定款第14条) 本会に次の役員を置く。

理 事	70名以上80名以内
うち 会 長	1名
副会長	7名

*変更理由

上部団体である東京法人会連合会には、現在7委員会がございます。中野法人会では現在6委員会です。「社会貢献委員会」がございません。中野法人会では、副会長が6委員会の委員長を務めて頂いておりますが、この「社会貢献委員会」につきましては、「特別委員会」として、事業委員長が特別委員長を兼務しております。そこで、今回「公益法人制度改革」を目指し、副会長を1名増員し、新たに「社会貢献委員会」を立ち上げ度いと思っております。

『第2号議案』「収支予算を年度内に成立する事が困難な場合の対処について」

(定款第42条) 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

*上記の第42条の次に、下記の条文を第43条として追加する。

従って、現存する第43条から第46条までは、夫々、第44条から第47条に替える。

(追加) (暫定予算)

(定款第43条) やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3. やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、その理由及び予算成立見込時期を、遅滞なく、主務官庁へ報告するものとする。

*追加理由

毎年、主務官庁へ提出をしていた「収支予算を年度内に成立する事が困難な場合の対処」の文章を省くために、是非、定款に組み入れ度いと思っております。



皆様真剣に審議…

行動する法人会



— 平成21年度 税制改正に関する提言 —

全法連では、平成20年9月から11月にかけて、税制改正に関する提言活動を行いました。



国 税 庁

長官

石井 道遠 氏

次長

岡本 佳郎 氏

9月30日



①左から、金田税制委員長、石井長官、大橋会長、稲場税制副委員長、花岡専務理事

②左から時計回りに、岡本次長、石井長官、金田税制委員長、大橋会長、稲場税制副委員長、花岡専務理事

国 税 庁

課税部長

荒井 英夫 氏

法人課税課長

綿谷 久司 氏

9月30日

左から時計回りに、荒井課税部長、綿谷法人課税課長、金田税制委員長、大橋会長、稲場税制副委員長、花岡専務理事



要望先一覧

(順不同・敬称略)

◆ 国会関係

自民党 税制調査会 柳澤 伯夫 小委員長
公明党 財政金融部会、税制調査会
石井 啓一 部会長
荒木 清寛 部会長代理
民主党 財務金融部門会議
衆議院 財務金融委員会
田中 和徳 委員長

◆ 省庁関係

財務省 竹下 亘 副大臣、加藤 治彦 主税局長
古谷 一之 審議官、田中 一穂 審議官
国税庁 石井 道遠 長官、岡本 佳郎 次長
荒井 英夫 課税部長、綿谷 久司 法人課税課長
総務省 河野 栄 自治税務局長
佐藤 文俊 官房審議官
中小企業庁 長谷川 榮一 長官
横尾 英博 事業環境部長

全国法人会総連合 要望者氏名

大橋光夫会長、金田達明税制委員長、稲場久二男税制副委員長、渋井康又税制委員、多田充伸税制委員、白銀和夫税制小委員



自 民 党

税制調査会

柳澤 伯夫 小委員長

11月6日

左から時計回りに、花岡専務理事、
金田税制委員長、柳澤小委員長、
稲場税制副委員長



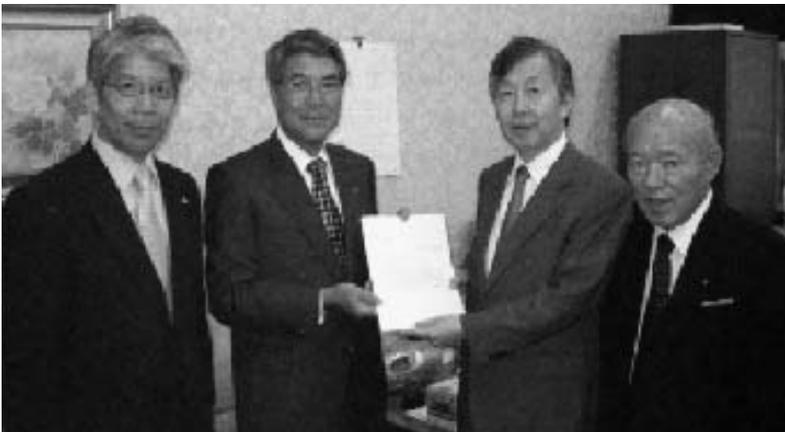
財 務 省

副大臣

竹下 亘 氏

10月24日

左から、竹下副大臣、稲場税制副委員長、
金田税制委員長、花岡専務理事



財 務 省

主税局長

加藤 治彦 氏

10月10日

左から、花岡専務理事、金田税制委員長、
加藤主税局長、白銀税制小委員



民 主 党

財務金融部門会議

11月26日

中央列の左から時計回りに、水戸将史議員、
平岡秀夫議員、田名部匡省議員、尾立源幸議員、
金田税制委員長、木下事務局次長

税務署だより

便利な国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用ください。



e-Taxを利用して所得税の申告をすると...

- その1 最高5,000円の税額控除を受けることができます。**
本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Taxで中古期限内に申告する場合は、最高5,000円の税額控除が受けられます(平成19年分で控除を受けたい方は受けられません。)
- その2 添付書類の提出又は提示を省略できます。**
源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容を入力して送信することで、書類の提出又は提示を省略できます(確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。)
- その3 還付金を早く受け取ることができます。**
e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮。)

手続の詳細については、e-Taxホームページへ
www.e-tax.nta.go.jp

イータックス 検索

さらに簡単に使いやすく! ネットで申告・納税 e-Tax

平成21年度 国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律、経済、会計等の専門知識を駆使し、適正・公平な課税を維持し、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格 ① 昭和55年4月2日から昭和63年4月1日生まれの者
② 昭和63年4月2日以降生まれの者に次に掲げるもの
イ 大学を卒業した者及び平成22年3月までに卒業する見込みの者
ロ 人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申込書交付期間 平成21年2月2日(月)～平成21年4月14日(火) (土・日曜日及び祝日を除く。)
- ◇ 申込書受付期間 平成21年4月1日(水)～平成21年4月14日(火)
- ◇ 試験日 第1次試験 平成21年6月14日(日)
第2次試験 平成21年7月21日(火)～28日(火)のうち指定された日

※ 詳細については、お気軽に中野税務署・総務課(TEL 03-3387-8111 内線 203)までお尋ねください。



都 税 だ よ り



中野都税事務所

都税についてのお知らせ

4月からエルタックスを利用して、法人二税・地方法人特別税、事業所税の電子納税ができます

東京都では、現在、法人二税・地方法人特別税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した、電子申告等の受付を行っています。

4月から、エルタックスを利用した、電子納税も可能になります。対象税目は、法人二税・地方法人特別税、23区内の事業所税です。※1 Pay-easy（ペイジー）※2 を通じて、インターネットバンキング※3、ATM等から納付できます。

詳しくは、主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）をご覧ください。か、所管都税事務所の徴収管理係までお問い合わせください。

※1 23区内の固定資産税（償却資産）については、電子納税できませんので、ご注意ください。

※2 領収証書は発行されませんので、必要場合は納付書により金融機関等の窓口等で納付してください。

※3 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングを利用する場合は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。

NEW

東京都でご利用可能なサービス	電子申告		電子納税
	電子申告	電子申請・届出	
事業所税 (23区内)	<ul style="list-style-type: none"> 納付申告 免税点以下申告 事業所用家賃貸付等申告など 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所等新設・廃止 減免申請（4月開始を予定） みなし共同事業に関する明細（4月開始を予定） 	<ul style="list-style-type: none"> 本税の納付 延滞金の納付 加算金の納付
地方法人特別税・法人二税	<ul style="list-style-type: none"> 予定申告 ・ 中間申告 確定申告 ・ 修正申告 清算確定申告など 	<ul style="list-style-type: none"> 法人設立 ・ 設置届出 ・ 異動届出 法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出 申告書の提出期限の延長の承認申請 	<ul style="list-style-type: none"> 本税の納付 延滞金の納付 加算金の納付 見込納付

■ 利用手続きについてのお問い合わせ

エルタックスのホームページをご覧ください。サポートデスクまでお問い合わせください。

・ ホームページ …… <http://www.eltax.jp/>

・ サポートデスク …… ☎ 0570-081459 (IP電話・PHSから ☎ 03-5339-6701)

※午前8時30分から午後8時00分まで（土日祝・年末年始を除く）



■ 申告内容や審査、納税についてのお問い合わせ

【電子申告、申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当係 【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理係

【中野区の法人二税・事業所税についてのお問い合わせ先は…】

東京都新宿都税事務所 03(3369)7151(代表)



ホットなお店紹介

50年続く餅菓子屋

“天名家(あまなや)”

〒165-0027 中野区野方 6-30-25

TEL 03-3330-2332

FAX 03-3330-2333

営業：8時から19時頃

休日：水曜日



“天名家”は、西武新宿線・野方駅北口を降り、徒歩2分のところにあります。

有名な北原通り。狭い通りを挟んで、昔からのお店がとても多く連なっています。

この天名家もそのひとつでしょう。創業は昭和40年、今でも昭和のレトロの香りが漂っています。

餅菓子なら、みたらし団子にあんこが入った夫婦餅（105円）、甘辛い稲荷寿司（73円）が人気メニューです。豆大福も好評です。甘味喫茶を併設し、お店の奥は、遠い昔にタイムスリップしたかのようなレトロな空間が…。ここで、あんみつ・クリームソーダ・ラーメンなどを頂く事ができます。

平成生まれの貴女！、是非足を運んでみて下さい。白衣を着た羽馬社長が笑顔で迎えてくれて、あの映画のワンシーンのような味のある雰囲気満喫できますから…。

(記 加藤 弘海)

平成21年度 税制改正 政府の基本方針決まる!

税制改正の要綱 閣議決定!!

政府は、本年1月23日、平成21年度税制改正の要綱を閣議決定しました。

主な内容をお知らせします。



項目	改正前	改正後	備考
1. 住宅・土地税制 (1) 住宅ローン減税 所得税額の特別控除	(適用条件) ・住宅を居住の用に供した日(20年中) ・住宅ローン残高2000万円以下の部分 ① 控除期間10年の場合 1～6年目 1.0% 7～10年目 0.5% ② 控除期間15年の場合 1～10年目 0.6% 11～15年目 0.4% (①、②の選択適用。①②とも控除限度額最高160万円)	(適用条件) ・一般住宅を居住の用に供した日(21年～25年中) ・控除期間 10年 ・控除率 1.0% ① 21年・22年に居住の場合 ローン年末残高5000万円(限度額) (控除額最高500万円) ② 23年に居住の場合 ローン年末残高4000万円(同) (控除額最高400万円) ③ 24年に居住の場合 ローン年末残高3000万円(同) (控除額最高300万円) ④ 25年に居住の場合 ローン年末残高2000万円(同) (控除額最高200万円)	・長期優良住宅を居住の用に供した日(21年～25年中) ・控除期間 10年 ① 21～23年に居住の場合 ローン年末残高5000万円(限度額) 控除率 1.2% (控除額最高600万円) ② 24年に居住の場合 ローン年末残高4000万円(同) 控除率 1.0% (控除額最高400万円) ③ 25年に居住の場合 ローン年末残高3000万円(同) 控除率 1.0% (控除額最高300万円)
(2) 長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の創設	(創設案) 長期優良住宅の新築等をした場合、一般住宅より割高となった部分の10%相当分をその年分の所得税額から控除。		性能強化のため割高となった金額が1000万円超の場合は1000万円が限度。 省エネやバリアフリー等の改修工事でも同様の措置が講じられる。
(3) 土地税制 ① 平成21年及び22年中に取得した土地などの長期譲渡所得の1000万円特別控除制度の創設	(創設案) 個人および法人が国内にある土地でその年1月1日において所有期間が5年超のものを譲渡した場合には、その年中の当該譲渡にかかる譲渡所得金額から1000万円を上限に控除(当該譲渡所得金額が1000万円に満たな場合には当該譲渡所得金額)。		平成21年1月1日から平成22年12月31日までに取得した国内にある土地等を譲渡した場合に適用。
② 平成21年及び22年中に土地等を先行取得した場合の課税の特例の創設	(創設案) 事業者が平成21年から平成22年の間に国内にある土地等を取得し、その取得日を含む事業年度の確定申告の提出期限までに本特例の適用を受けるための届出を出している場合、その取得日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その事業者の所有する他の土地等を譲渡した場合、先行取得した土地等について、他の土地等の譲渡益の80%相当額を限度として課税繰延可。		先行取得した土地等が平成22年中に取得された場合は、他の土地等の譲渡益等の60%相当額を限度に課税繰延可。
2. 企業関係税制 (1) 軽減税率	中小企業の各事業年度の所得800万円以下の金額に対する法人税率 22%	同 左 18%	平成21年4月1日から平成23年3月31日までの各事業年度に適用。
(2) 欠損金の繰戻し還付の復活	設立5年以内の中小企業を除いて欠損金繰戻し還付制度は停止。	中小企業については、欠損金の繰戻しによる還付制度停止措置を解除。	平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金について適用。

項目	改正前	改正後	備考
(3)省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制	エネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却制度。 ・特別償却限度額＝ 基準取得価額×30/100	同左の省エネ・新エネを取得した場合、事業のように供した事業年度において普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却可。	平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得等をした設備に適用。 なお、この改正に伴い、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の適用期限を2年延長。
3. 国際課税 外国子会社配当益金不算入制度の創設	(創設案) 間接外国税額控除制度を廃止し、内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととする制度を創設。		平成21年4月1日以後に開始する事業年度に受ける外国子会社からの配当等の額について適用。
4. 相続税制 (1)取引相場のない株式などにかかる相続税の納税猶予制度の創設	(創設案) 経営承継相続人が非上場会社を営んでいた被相続人から相続などによりその会社の株式などを取得し、会社を営んでいく場合には、経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続などにより取得した議決権株式などにかかる課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予。		本制度は、「中小企業における経営の円滑化に関する法律」の施行日(平成20年10月1日)以後の相続等について適用。
(2)取引相場のない株式などにかかる贈与税の納税猶予制度の創設	(創設案) 後継者が経産大臣の認定を受ける非上場会社を営んでいた親族から贈与により保有株式などの全部を取得し、会社を営んでいく場合には、その猶予対象株式などの猶予にかかる贈与税の全額を納税猶予。		贈与者も死亡時には、継続保有する猶予対象株式等の相続により取得したものとみなし、贈与時に価目により他の相続財産と合算して相続税額が計算される。その際、経産大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税を猶予。
5. 金融・証券税制 (1)上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する税率の特例の見直し	平成20年末までの時限措置として、上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する税率10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率を適用。	同左の措置を継続適用。	平成21年1月1日から平成23年12月31日までの時限措置。
(2)少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設	(創設案) 上場株式等の配当所得および譲渡所得等にかかる10%軽減税率が廃止され20%本則税率が適用される際に、以下の少額上場株式等投資のための非課税措置を創設。 ① 居住者など(20歳以上の者)は金融商品取引業者などの営業所に非課税口座を開設できるものとする。 ② 非課税口座において当該口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に生じる上場株式等にかかる配当所得および譲渡所得等には所得税と住民税を課さない。		非課税口座とは、本措置の施行の日から5年内の各年において開設する非課税措置の適用を受けための口座(一の年につき一口座に限る)で、その口座を開設した日からその年12月31日までに取得する上場株式等(その取得対価の額の合計額が100万円に達するまでのもの)のみを受け入れることとされているもの。
(3)生命保険料控除の改組	・一般の生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用限度額 ・ ・ ・ ・ 各5万円	・ 同 左 ・ ・ ・ ・ 各4万円 ・ 生命保険契約等のうち介護(費用)保障または医療(費用)保障を主契約または特約にかかる保険料等 ・ ・ ・ ・ 一般と別枠で4万円の所得控除(介護医療保険料控除)を創設	平成24年分以後の所得税について適用。 今回の改組に伴い個人住民税についても所要の措置が講じられる。
6. 自動車課税 自動車重量税(国税)、自動車取得税(地方税)	自動車取得に際しては、自動車関係税が課される。	自動車購入時にかかる自動車重量税(国税)、自動車取得税(地方税)について、以下の措置が講じられる。 ・ハイブリッド自動車などは免税 ・その他環境性能の優れた自動車は75%または50%軽減	平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に新車を取得の場合に適用。 自動車重量税については、車検時にも軽減措置を適用。
7. 納税環境整備	電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告にかかる所得税の特別控除制度 ・ ・ ・ ・ 5000円	適用期限を2年延長。	

☺☺☺☺☺☺☺ **知つとくと(得)情報** ☺☺☺☺☺☺☺

1時間まで無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の法律相談



1. 申し込み方法

- (1) (社)東京法人会連合会 事業課あて電話で申し込んでください。
TEL: 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時~午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一人の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

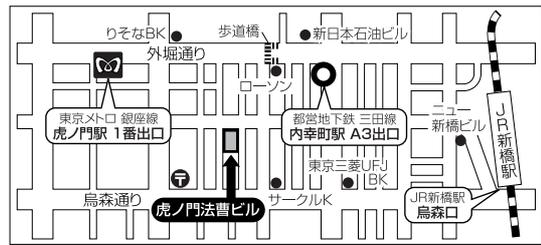
羽野島法律事務所 羽野島裕二弁護士 他3名
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL: 03-3592-0541 FAX: 03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所
交通: 地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口)徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口)徒歩5分
JR「新橋」駅(鳥森口)徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(社)東京法人会連合会が負担します。
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。
その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (社)東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

ANTENNA by NakanoHoujinkai ⑤

時計師…! 広報委員としても大活躍…!

第3支部相談役の本間誠二様は、広報委員会の副委員長としてご尽力頂いております。毎回のフォト・コンテストにも応募して頂き、毎年何れかの「中野法人会報」の表紙を飾って頂いております。

又、昨年9月に、NHKのラジオ深夜便にご出演され、「時計修理の50年」という事でご自分の体験を語られました。12月に再放送されました。「時計師・本間様」は、「時計は人生そのもの」「昨日より今日、今日より明日の方がいい仕事ができる」…と。



第1回フォトコンテスト入賞作品



いつもパワフルな本間様

**東中野の町並と笑顔を描く
“そう介スケッチ展”**

1月16日から18日まで、東中野地域センターで「第4回そう介スケッチ展」が開催されました。今回は、新作20点とこれまでの抽作60点を展示。どのスケッチ画も、笑顔が素晴らしい絶品ばかりです。作者のお人柄が画に現れているのでしょう。

次回は、明春に開催の予定だそうです。皆様も是非足を運んでみて下さい。温かい気持ちになり“よし!頑張ろう…”という気力が漲ってくる事、間違いなしですから…。



(藤井様の作品から)



(藤井壮介様・中野6丁目在住)

支 部 だ よ り

《第5支部》

◆『研修会と懇親の夕べ』を開催◆

12月12日、第5支部の「研修会と懇親の夕べ」が、「あおしま青山店」で開催されました。

当日は、寒い日でしたが、皆様、時間通りに集合して頂きました。会場は、地下鉄青山一丁目駅の0番出口を徒歩0分というとても分かり易い場所ですが、出口を誤ってしまうと全く違うところに辿りついてしまいます。0番出口以外を出られた方が何名か(?)いらっしまったようです。

さて、研修会は、小島支部長の挨拶に始まり、担当副会長の越後副会長の挨拶の後、乾杯に移りました。美味しい食事とシチリア葡萄酒・ワイン…、まるでイタリアに旅行し高級レストランで家族や親しい友人とディナーをしているかのようです。

(有) 上州屋葬祭 谷津 和広

いよいよお待ちかねの、橘様のマジックショウ…。赤い帽子を被り次々に披露されるマジックに皆様から大歓声が…。アコーディオンの演奏があり、更にピアノ演奏へと…。このピアノ演奏に併せて、次々と素敵な歌が…。最後は、全員で立ち上がって大合唱になりました。

程良くアルコールが廻ってきた頃、関田相談役の音頭で中締めとなりました。役員の皆様、又、格別のお手配を頂いた「あおしま青山店」の支部幹事の城様、本当にありがとうございました。

外はとても寒かったですが、来年は、何か良い事がありそうな…そんな終始和気藹々でとても楽しい一時でした。



小島支部長



越後副会長



黄金の指先(?)の橘様



♪素敵な演奏が…♪



♪全員で大合唱…♪

《第9中央・第9本町・第10支部合同研修会》

◆思いがけず優勝しました◆

12月3日、去年に続き3支部合同のボーリング大会に出させて頂きました。今回は、去年優勝された青野様が、大変お上手なので、それをもとに去年の成績をふまえてハンデを頂きました。そのおかげで、何んと1ゲーム60ピンもハンデを頂き優勝することが出来ました。優勝とは名ばかりで、お恥ずかしい限りです。ボーリング大会の方は、お子様を交え多くの方が参加され、和気あいあいの中でプレーする事が出来ました。

(有) 岩崎物産 岩崎 充利

その後の表彰式は、味わい屋さんにも場所を移して行われましたが、それこそ家族的な雰囲気の中過ごす事が出来ました。又、色々な方からご協賛頂きましたので、全員に賞品が贈られました。ご協賛頂いた企業及び幹事の方々、大変有難うございました。まだ参加された事がない会社の方、ご家族の方、大変楽しい催しだと思いますので、是非気楽に参加してみてください。



挨拶：高野支部長



ストライクを狙って…!



いつも好成绩の青野夫妻



会場は熱気でいっぱいです

『2月・3月に各支部で、役員会を。4月に支部定時総会&税務研修会』を開催予定

『税務研修会のテーマ：平成21年度・税制改正より』 講師：中野税務署 担当者

部会だより

《源泉研究部会 第299回研修会》並びに

◆『新年初顔合せ会』を開催◆

『第299回研修会』が、1月15日、法人会館において開催されました。

始めに、西條部会長より挨拶がありました。又、1月13日付けで柳澤統括官から新任の山岸統括官に変わりましたとの事で、お二人から挨拶がありました。

さて、今回のテーマは、『サラリーマンの確定申告について』。中野税務署の個人課税・小林上席より説明をして頂きました。

“平成20年分・会社役員のための確定申告実務ポイント”を使用され、基本的な確認から説明して頂き「注意すべき点」や「誤り易い点」などを詳細に亘り説明をして頂きました。

『納税と還付』という事では、確定申告期間の2月16日から3月16日までですが早期提出をと訴えられておりました。



恒例の確定申告について

消費税に関しては、今年度は、3月31日(火)までとの話もありました。

アサヌマ・コーポレーション(株) 山本隆文



西條部会長



山岸第2統括官



講師の小林上席

特に力説されていたのは、e-Taxの利用です。今のところ、今回の確定申告まで5千円控除がある事からは是非e-Taxを利用して下さいとの事でした。

担当者として、社員の方に質問されてもご自分で申告書の記入ができるよう努めていきたいと思えますし、毎年の事ながら、誤りのない申告・早期提出にも努めていきたいと思えます。

研修会終了後、会場を中野サンプラザ20階に移動して、「新年初顔合せ会」が行われ、洋食のコース料理は大変に美味で、参加された皆様がとてもご満悦の様子でした。

・12月19日に役員会を行いました。

《女性部会 第121回研修会》

◆クリスマスの夕べ◆

女性部会第121回研修会(クリスマスの夕べ)が、12月4日に目白のフォーシーズンズホテルにて開催されました。今回は現地集合でしたが、40名の参加者は遅れる人もなく、18時より小島副部会長の司会で開始されました。

センスの良いお部屋とテーブルの飾り付けが、おめかしされた皆様のお召し物とマッチしてクリスマスの雰囲気盛り上げてくれました。今回ピアノ演奏をお願いした山下泉さんが特別に食事でも、ずーっとBGMとしてピアノ演奏をして下さいましたので、イタリアンコースのお料理も一段とおいしく、皆様の話もひときわ弾みました。

今回初めての試みとして抽選会を行いました。桜井さんの軽妙な司会で抽選会は進行し、賞品に当たった方はことのほか嬉しそうで、これからも欠かせない恒例行事となることでしょう！

(株)大昭国際旅行社 安達昭子

ピアノ演奏も十分に満足しましたが、今回は軽快な演奏曲のリズムに合わせて三輪部会長をはじめ多くの皆さんでダンスをしました。女性同志で踊るのもなかなか楽しいものです。



三輪部会長

会の終わりには、和田さんと大島さんの歌唱指導により、全員が輪となって、クリスマスソングの大合唱をして閉会となりました。

このようにクリスマスの夕べは和気藹々のうちに終わりましたが、今まで以上に連帯感と親近感を会員の皆様を感じたことと思います。

このような研修会が、女性部会の更なる飛躍に結びつくことを願っております。



皆さん、ひときわ華やかです



ピアノ：山下泉氏



“抽籤会を始めま〜す”



戸全員で大合唱しました戸

部 会 だ よ り

《青年部会 第183回研修会》

◆「あなたの会社、退職金の対策は大丈夫？」◆

青年部会183回研修会は、外部講師として杉山総合コンサルティング代表の杉山秀美先生をお迎えして、退職金対策についてご講義いただきました。

会社経営における退職金対策を改めて考え、会社と従業員両方にメリットのある制度を考えていくことの重要性を話されました。

役員についての退職金はいろいろと考えておられる経営者は多いが、従業員を含めた会社全体の退職金制度を考えたときに適切かどうかを考えてみるのが重要とのことでした。

各種退職金制度のメリットデメリットを解説いただき、お勧めする制度として税制面でメリット



“なるほどね…!”

大きい日本版401K（企業型確定拠出年金）について詳しくご講義いただきました。

(株) 鷺宮製作所 石川幸雄



赤羽部会長



挨拶：岩野上席



講師の杉山氏

参加された皆様も真剣に聞き入り、多くの質問も出て、皆様の関心の高さが感じられました。また杉山先生には、その後の懇親会にもご参加いただき、交流を深められていらっしゃいました。

普段は日常業務に忙殺されているなか、改めて考える良い機会を提供していただいたのではないのでしょうか。



ヒートアップした懇親会

◎ 《女性部会》

◆ 『年末恒例の役員会』 を開催

12月16日、「あおしま」で役員会を行いました。今後の行事予定について、縷々話し合いました。



あおしま青山店で

◆ 『CO2削減メニューを実施』

女性部会では、平成19年より『家庭で出来るCO2削減メニュー33』に取り組んでいます。今回、平成20年12月の結果（第3回目）の結果報告を提出して頂きました。

こうした地道な取組みが、今回、東京都が推進する地球温暖化対策のひとつとして取り上げられました。

2月4日、今までの経過を見ながら、更に推進をして行く為に、『役員会』を行いました。

女性部会の皆様に限らず、多くの皆様に『メニュー33』に挑戦して頂きたいと思います。



CO2削減、更に尽力を…

* 『メニュー33』の資料は、事務局宛てに問い合わせ願います。

◎ 《青年部会》（東法連・青連協ニュース）

◆ 『第4ブロックボウリング大会&忘年会』 を開催

12月10日、恒例の『第4ブロックボウリング大会&忘年会』が、トミコシ高島平ボウルで行われ、当会からは9名が参加しました。



来年こそ優勝するぞー！

◆ 『新年初の有志役員会』 を開催

1月20日、有志による『役員会』を行いました。今後開催する行事などについて話し合いました。

◆ 『新年初顔合せ会』 を開催

1月23日、ウェストフィフティーサードにおいて『新年初顔合せ会』が行われました。当日は、本場に多くの方に参加して頂きました。



希望溢れるスタートの新年会

赤羽部会長より年頭の抱負が話され、新入会員の方の参加もあり、笑顔満開の素晴らしいスタートの会となりました。

第29回 企業訪問

ベルボン株式会社

ごあいさつ



ベルボングループ
代表取締役
中谷 幸一郎

かつて写真業界は不況を知らない業界でした。好景気に沸くことも無かったですが不況時にも輸出に支えられて全ての企業が堅調な成長を維持できました。しかし、バブル崩壊後の不況から経済が立ち直る過程に於いて状況は一変しました。写真のデジタル化がこの業界を一変させてしまいました。さらに写真業界に限らず、あらゆる業界に於いて企業は勝ち組と負け組に分かれてしまいました。勝ち組が創業以来の好業績を上げる傍らで、多くの企業は大変な困難と戦っています。そんな中でベルボンは勝ち組にも負け組にも属さず、地道で良好な業績を上げつつこの時代を生きています。こと商品開発においては、きわめて野心的な新商品を発表しつづけて来ました。1995年マウンテンチェイサー、1996年カルマーニュー640、QRA-635、1997年マグネシウム雲台、2001年Maxi343E、2002年Ultra Maxi、2003年エル・カルマーニューと、とどまる事の無い新商品へのチャレンジが我々を生き残らせた。しかしこれだけ意欲的経営の成果が前年並みの業績維持でしかないと言う事は考えさせられる事でもあります。業績の良好な今のうちに異業種への進出を考える必要があります。バブル崩壊を第二の敗戦と捕らえるなら、今は敗戦後の復興期です。ビッグチャンス時代かもしれません。本業を大事にしつつ、より意欲的にこの会社を運営してまいりたいと思っています。

世界に広がるベルボンのグローバルネットワーク

ベルボンは、写真用三脚の輸出専門メーカーとしてスタートしました。その後50年以上の歴史を築き、現在の海外ネットワークは三脚業界一強な布陣を誇っています。今後も斬新で高性能な商品をより多くの国々へ供給し、世界のフォトワークを支えていきます。

会社概要 <http://www.velbon.com>

会社名	ベルボン株式会社 (Velbon Corporation)
代表者	代表取締役社長 中谷 幸一郎
所在地	〒165-0027 東京都中野区野方6丁目1番5号 TEL 03-5327-6133(代表) FAX 03-5327-6114
本社事業所	東京本社 甲府事業所 関西営業所
設立	昭和30年3月25日
資本金	50,000,000円
従業員数	54名
取引銀行	三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行
事業内容	三脚および写真用品の企画・設計・開発 三脚および写真用品の国内・海外販売、輸出入業務 OEM製品・特殊三脚の開発・販売 韓国セキュライン社製品の輸入・販売(日本総代理店)



会社名	Velbon Zhongshan Co.,Ltd. (中国拠点)
所在地	First Industry Zone Tanzhou Town Zhongshan City Guang Dong China
TEL	Int'l +86-760-665-2495
FAX	Int'l +86-760-665-2497
本社事業所	Velbon Zhongshan Co.,Ltd. (中山本社) VELBON SHANGHAI OFFICE (上海営業所)
設立	1991年11月
資本金	US\$ 1,640,000
従業員数	220名
取引銀行	中国銀行
事業内容	三脚および写真用品の製造 三脚および写真用品の中国内への販売



特需課の紹介

主な製品



製品のOEMや、パイプの商品化のご相談など法人向けの相談窓口です。特需課では、様々な法人・団体等のお客様のご要望をお聞きした上で、ベルボン製品で培った技術を使用・応用し、

- ・製品のOEM供給
- ・オリジナル製品の生産
- ・リーズナブルな一括受注
- ・パイプもの製品のご相談 等

を受けております。

ベルボン社史

- 1955. 3 (株)三星 設立、資本金150万円。代表取締役社長 中谷幸一。
- 1957. 6 三星写真工業株式会社に社名変更。
- 1958. 8 写真三脚VS-3を発売、特許を取得。独創的な三脚として全世界で脚光を浴びる。商標をベルボンとする。
- 1958.11 東京都中野区野方に工場設立。
- 1966. 4 東京都小平市に新工場を設立。生産規模を拡大し野方工場を移転。
- 1969. 9 野方工場跡地に自社ビル完成。国内販売を開始。
- 1970. 4 山梨工場設立。加工部品から鋳造部品に至るまで一貫生産を開始。本格的量産体制が整う。
- 1970. 9 フォトキナ初出版。海外市場の拡大を図る。
- 1971. 6 社名を日本ベルボン精機工業株式会社に変更。
- 1974. 2 アメリカ合衆国にベルボンインターナショナルコーポレーション(V.I.C)を設立。現地生産を開始すると同時にアメリカ市場の販売拠点となる。
- 1974. 7 国内販売部門としてベルボン商事株式会社を設立。国内の販売拡大を図る。
- 1974. 8 本社事務所を新宿へ移転。
- 1981. 8 台湾高雄加工区に台湾工場(佛如貴公司)設立。V.I.Cの生産を管理。
- 1984.11 台湾楠梓加工区に台湾第二工場設立。需要拡大に対応。
- 1985.10 代表取締役中谷幸一 就任。
日本ベルボン精機工業株式会社が増資を行い1,200万とする。
- 1987. 2 国内最大級モデルとして、本格的プロ用大型三脚マーク7を発表。営業写真家から高い評価を得る。
- 1987. 2 台湾屏東県に台湾第三工場(雙馬興企業公司)を設立。
- 1991. 8 企画開発部をCAD導入。設計の効率化を図る。
- 1991.11 中国広東省中山市に中国工場(中山佛如貴照相器材有限公司)設立。
- 1994. 3 台湾工場(佛如貴公司)を雙馬興企業公司へ統合。
- 1994. 6 中国工場(中山佛如貴照相器材有限公司)US\$25万増資。合計US\$129万とする。
- 1995. 4 世界初のギヤードエレベーターを2分割するS.R.C方式を採用したマウンテンチェイサーを発表。爆発的人気を呼ぶ。
- 1996. 2 世界初、カーボンファイバーとマグネシウムを組み合わせた超軽量三脚カルマーニュー640を発売。三脚に素材革命を引き起こす。
- 1996. 6 マグネシウム製クックシュー-QRA-635を発売。大ヒット商品となる。
- 1996. 8 企画開発部に3次元CADを導入し、商品開発の増強を図る。
開発のスピードと高度化により、多彩で緻密な設計が可能となる。
- 1997. 2 マグネシウム雲台を発表。カーボン三脚との組み合わせで軽量性が飛躍的に向上。従来の三脚の概念を払拭する。
- 1998. 2 米国内での販売をハク/USAに委託。V.I.C清算に入る。
- 1998. 3 新素材マグネシウムを採用したアクセラリを群々発表。
商品開発力に於いて他社の追従を許さないレベルに達す。
商品群も市場にて高い評価を得る。
- 1999. 1 中国工場US\$35万増資。台湾工場NT\$800万増資。
- 2001.12 日本ベルボン精機工業(株)が、三星商事(株)と合併。
資本金を300万円増資し、1,500万円となる。
- 2002. 1 東京都中野区野方に新社屋完成。本社移転。
- 2002. 6 山梨工場 生産終了。
- 2003. 5 中国国内向けに営業販売開始。
- 2003. 7 台湾工場(雙馬興企業公司)清算。
- 2004. 9 日本ベルボン精機工業(株)がベルボン商事(株)と合併。
資本金を3,500万円増資し、5,000万円となる。
- 2005. 3 創立25周年を迎える。